

高槻市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）及びその他関係法令に定めるもののほか、高槻市保育所等業務効率化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市内の民間保育所等において、ICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備すること、また、こども誰でも通園制度を行う事業所における空き状況の確認や予約手続きに係る手続等のICT化の推進を図り、利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼保連携型認定こども園 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条の特定教育・保育施設のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する認定こども園
- (2) 保育所型認定こども園 支援法第27条の特定教育・保育施設のうち認定こども園法第3条第2項第2号に規定する認定こども園
- (3) 小規模保育事業所 支援法第29条の特定地域型保育を実施する事業所のうち児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に基づく小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (4) 事業所内保育事業所 支援法第29条の特定地域型保育を実施する事業所のうち法第6条の3第12項に基づく事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けた事業を行う事業所
- (5) 民間保育所等 市内の幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所で本市以外が設置するもの

(補助対象者、補助事業及び補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる者は別表に定める補助対象施設等を運営する事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」
- (2) 法第2条第6号に規定する「暴力団員」
- (3) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」

2 前項ただし書きに掲げる要件の確認については、要件確認申立書（様式第1号）にて確認することとする。ただし、当該年度において、すでに確認が出来ている場合は、この限りではない。

3 この補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）、補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設等」という。）、補助基準額及び補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に定めるとおりとする。

ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を除く。

4 補助金の交付額は、別表に定めるとおりとする。

5 市長は、交付申請の総額が当該補助金に係る予算額を超えるときは、補助金の額を調整し、又は交付しないことができる。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、高槻市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）歳入歳出計画書
- （2）事業計画書
- （3）その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、第1項の規定による申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付するべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

- （1）法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反していないこと
- （2）予算の範囲内であること。
- （3）補助事業の目的及び内容が適正であること。
- （4）補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- （5）その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（補助金交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1）補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- （2）補助事業を行うために締結する契約の相手側及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けないこと。

- (3) 補助金交付の対象経費と重複して、共同募金会等その他の補助金等の交付を受けないこと。
- (4) 補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (6) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律施行令（以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により各省各庁の長が別に定める期間経過まで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (8) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額が0円の場合を除き、消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告しなければならないこと。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがあること。
- (11) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により各省各庁の長が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならないこと。
- (12) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。
- (13) 法令等及びこの要綱を遵守すること。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、高槻市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「補助金交付決定通知書」という。）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市保育所等業務効率化推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定等の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、高槻市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出することにより行わなければならない。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は補助事業の内容を変更しようとするときは、高槻市保育所等業務効率化推進事業費補助金変更承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 歳入歳出計画書

(2) 事業計画書

(3) 補助金交付決定通知書（写）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高槻市保育所等業務効率化推進事業費補助金中止・廃止承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により承認したときは、当該補助事業者にかかる補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、補助事業の変更等に伴う高槻市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付決定取消・変更通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、事情変更による高槻市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付決定取消・変更通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の適正な遂行）

第12条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第13条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

- 2 補助事業者は、市長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

（事業遂行等の指示）

第14条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。

- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、第19条第1項第4号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を当該補助事業者に告知するものとする。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から市長が定める期日までに、高槻市保育所等業務効率化推進事業費補助金実績報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 歳入歳出報告書
- (2) 事業実績報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たっては、補助金に係

る消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高槻市保育所等業務効率化推進事業費補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による実績報告に基づき算出された額と、第8条第1項の規定による補助金の交付決定額（第10条第4項又は第11条第1項の規定により変更した場合は、当該変更後の額とする。）とのいずれか低い額をもって行う。

(是正のための措置)

第17条 市長は、第15条の規定による申請又は報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に対して指示することができる。

(補助金の交付)

第18条 市長は、第16条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、高槻市保育所等業務効率化推進事業費補助金交付請求書（様式第13号）を市長の指定する日までに提出しなければならない。

3 市長は、前項の交付請求書を受けた後に補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第7条の規定に基づく条件に違反したとき。
- (4) 第14条又は第17条の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく第15条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 第25条第3項の規定に違反したとき。
- (7) 補助事業者の責めに帰すべき事情により、当該補助事業の適正な履行が行われないと認められるとき。
- (8) 第4条第1項各号のいずれかに該当すること若しくは該当していたことが判明したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、高槻市保育所等業務効率

化推進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により補助事業者
に通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 補助事業者は、第10条第4項、第11条第1項又は前条第1項の規
定により補助金の交付の決定を取り消された場合においては、補助事業の当該
取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定め
る期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

2 補助事業者は、交付された補助金の全部又は一部を使用しなかったことが判
明したときは、市長が定める期日までに、当該金額を返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第21条 補助事業者は、第19条第1項の規定による取消しにより、補助金の
返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日まで
の日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期
間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれ
を切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市
に納付しなければならない。なお、加算金の金額に100円未満の端数がある
とき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全
額を切り捨てる。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業
者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額
は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これ
を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数
に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間について
は、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨
てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しな
なければならない。なお、延滞金の金額に100円未満の端数があるとき又はそ
の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨
てる。

4 市長は、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は
延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補
助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがで
きる。

（消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還）

第22条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告に
より補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消
費税仕入控除税額等を市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日まで
に、当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しな
なければならない。

3 前条第3項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

（他の補助金の一時停止等）

第23条 市長は、補助事業者が補助金の返還を求められ、当該補助金、加算金

又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、当該交付すべき補助金の額と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第24条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第25条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

3 補助事業者は、取得財産のうち次の各号に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（様式第15号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が第7条第2項の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する額を市に返還した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して適正化令第14条第12項第2号の規定により別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの

(2) その他市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの

4 市長は、次に掲げる場合には、前項の規定による取得財産の処分の承認をするものとする。この場合において、市長は、速やかに取得財産の処分承認書（様式第16号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(1) 災害等により補助事業者の責めに帰することのできない理由により、当該財産が毀損又は滅失したとき。

(2) 前号に定めるもののほか市長がやむを得ない事情があると認めるとき。

(関係書類等の整備)

第26条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、これを事業完了後10年間保管しておかななければならない。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日から施行、令和5年4月1日から適用し、「高槻市民間保育所等における業務効率化推進事業費補助金交付要綱」を廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年8月14日から施行、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月7日から施行、令和7年4月1日から適用する。